

## 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、京都市地域コミュニティ活性化推進条例（以下「地域コミュニティ条例」という。）に基づく、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業は、地域住民相互の情報交換、交流及び協働の促進、地域活動における業務の効率化及び負担の軽減、並びに新たな担い手の創出を目的に、地域活動に情報通信技術を活用する事業（以下「ICT化推進事業」という。）とする。

### (交付の対象団体)

第3条 助成金は、ICT化推進事業を行う団体で、次の各号のいずれかに該当する団体を交付対象とする。

- (1) 地域コミュニティ条例第2条第3号に定める地域自治を担う住民組織（以下「地域自治を担う住民組織」という。）
- (2) 前号に定める地域自治を担う住民組織が推薦する地域住民で構成される団体

2 次に定める団体には助成金を交付しない。

- (1) 令和8年4月1日以降に第1項に定める団体として2度助成金の交付を受けている団体
- (2) 同一年度に第1項に定める団体として交付を受けている団体
- (3) 第1項に定める団体であっても、営利・宗教・政治を目的とした事業で申請する団体
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者を構成員とする団体
- (5) その他市長が適当でないと認める団体

### (助成金の対象経費)

第4条 助成金は、次の各号に定めるICT化推進事業の実施に必要な最小限の経費のうち、申請があった年度の4月1日から3月末日までに実施されるものを対象とする。なお、原則、申請があった年度の4月1日から3月末日までに支払われた経費とする。

- (1) ICT化推進事業を実施するために必要なアプリケーションソフトウェア及び機器の購入経費
- (2) インターネット環境又はWi-Fi環境、システムの構築費、導入設定費、セキュリティ対策に係る経費等、ICT化推進事業を実施するために必要な環境整備に係る経費
- (3) ICT化推進事業を実施するために必要な担い手育成、利用者拡大のための研修や住民への周知に要する経費
- (4) 次に掲げる役員等の事務負担軽減に資する機能を一体的に有するアプリケーション又はクラウドサービス（以下「専用アプリ等」という。）の導入及び利用に要する経費
  - ア 電子回覧板機能
  - イ アンケート又は電子表決機能
  - ウ 安否確認機能
  - エ 役員間の連絡機能
- (5) その他第2条の目的に資する事業の実施に要する経費

2 次の各号に掲げる経費は、交付の対象外とする。

- (1) パソコン、プリンター、タブレット、スマートフォン、テレビ等、広く一般に普及し、汎用性が高い機器及びその周辺機器の購入経費

- (2) 個人の利用に留まるもの又は個人の利用等と ICT 化推進事業での利用を切り分けることのできないもの
  - (3) インターネット回線使用料、その他の通信費、保守・サポート等、ICT 化推進事業を実施するために継続的に必要な経費（専用アプリ等の経費を除く）
  - (4) 事業の実施内容と比較して、社会通念上著しく高額と認められるもの
  - (5) 第2条に規定する目的を逸脱している経費
- 3 同条第1項第4号に定める経費のうち、助成対象期間に係る利用料が年払等により前年度中に支払いが完了している場合は、助成期間内に支払われたものとして助成金の対象経費とする。

#### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において、次の各号に定める額を交付する。

- (1) 専用アプリ等の経費 対象事業に要する経費の10分の10に相当する額の範囲内において、1団体につき50,000円を上限に、市長が定める額とする。ただし、令和8年4月1日以降に、助成金の交付を受けた団体については、30,000円を上限とし、同日以降に2度助成金の交付を受けた団体については交付しない。
  - (2) 前号以外の経費 対象事業に要する経費の3分の2に相当する額の範囲内において、1団体につき100,000円を上限に、市長が定める額とする。ただし、過去の助成金の交付回数（令和8年4月1日改正以前の要綱に基づく交付を含む。）が1回以上の団体については、50,000円を上限とし、通算して2回以上の団体は交付対象としない。
  - (3) 前2号の経費が混在する場合の同項第2号の助成金の上限額は、同号に定める上限額から同項第1号で市長が定める額を差し引いた額とする。
  - (4) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- 2 助成金は確定払いとする。

#### (交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下、交付申請団体）は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特段の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付申請書兼予算書（第1号様式）
  - (2) 交付申請団体の活動が客観的に判断できる書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 消費税及び地方消費税の納税義務者となる団体等（以下「インボイス制度対象団体等」という。）は、助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に助成対象経費を占める助成金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定及び標準処理期間)

第7条 市長は、前条の規定による申請が到達してから14日以内に、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付の決定を行う。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ交付申請団体に通知する。

(申請事項の変更等)

第8条 交付決定団体は、事業内容を変更又は中止をしようとするときは、軽微な変更を除いて、あらかじめ地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金計画変更・中止承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 助成目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 助成目的の変更をもたらすものでなく、かつ、助成団体の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資すると考えられる場合
- (3) 助成目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合
- (4) 事業内容及び利用サービスに変更がなく、利用人数等により経費が増減する場合

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、予算の範囲内で、これを審査し、止むを得ないと認めるときは、これを承認し、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金変更・中止承認通知書(第5号様式)により、交付決定団体に通知する。

(事業完了の届出)

第9条 交付決定団体は、事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金実績報告書兼決算書(第6号様式)
- (2) 領収書等の支払関連資料の写し
- (3) 対象経費として申請した内容について、ICT化推進事業に利用していることが客観的に判断できる資料等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定団体は、本市が実施する広報活動に当たり、前項第3号に規定する成果物、写真等を提供するなど、協力するものとする。

3 第1項第2号のうち、助成事業期間中に発生し、当該経費の額が確定しているものであって、経理処理の都合上、事業期間中の支払いが困難であるなど、事業期間中に支払われないことに相当な事由があると認められるものは、当該経費の額を確認できる書類をもって代えることができるものとする。

4 前項を適用した場合、交付決定団体は支払が完了した時点で速やかに担当部署への報告及び確認を受けなければならない。

5 インボイス制度対象団体等は、第1項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第11条 インボイス制度対象団体等は、助成事業完了後に申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第7号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付申請書兼予算書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体等の住所（主たる事務所）	申請団体等の名称及び代表者の氏名  電話： - -

1. 事業の実績及び計画

①助成金の交付歴 なし あり（ \_\_\_\_年度） ②事業開始(予定)日： \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

2. 申請する計画の内容・計算

【A】ICT化推進事業を実施するために必要なアプリケーションソフトウェア及び機器の購入経費、環境整備、研修・周知に要する経費（該当がない場合は空欄）

① 費用

項目	金額(税込)
	円
	円
	円
	円
合計 (a)	円

申請額の計算
【イ】 (a×2/3) 円
※上限を超える場合は上限額 ※上限：100,000円（2回目50,000円）

【B】専用アプリ等の導入・月額費用（該当がない場合は空欄）

① 利用するアプリ等の名称（ \_\_\_\_ ） ② 利用世帯数（目標） \_\_\_\_ 世帯

③ 費用

項目	金額(税込)
	円
	円
	円
合計 (b)	円

申請額の計算
【ロ】 円
※上限を超える場合は上限額 ※上限：50,000円（2回目30,000円）

3. 助成申請額及び事業総額

① 事業総額 (a + b) \_\_\_\_円

② 助成申請額 (イ+ロ) \_\_\_\_円

③ 確認事項（確認のうえ、チェックしてください。）

本申請に係る対象経費について、国、他の自治体、民間団体等から、助成金を受けていません（受ける予定もありません）。

申請額の計算
【イ+ロ】 (1,000円未満切捨て) 円
※上限を超える場合は上限額 ※上限：100,000円（2回目50,000円）

4. 地域自治を担う住民組織（学区自治連合会等）からの推薦（第3条関係）

地域住民の地域活動への参加、協力、地域住民相互の交流、協働の促進に資するものと下記の団体に認められ、推薦を受けたことを報告する。

推薦団体	団体名： 代表者氏名：
------	----------------

様

京都市長  
(担当：文化市民局地域自治推進室)

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 交付予定額 円
- 2 交付の条件
  - (1) 事業の変更又は中止をしようとするときは、京都市長の承認を得なければならない。
  - (2) 事業が完了した後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。
  - (3) この助成金が交付された後、次の事項に該当すると認められる場合は、助成金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
    - ア 不正の手段により、助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
    - イ 助成金の交付の目的以外に助成金を使用したとき。
    - ウ 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付要綱第8条第3項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき。
    - エ 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
    - オ 地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金交付要綱の規定に違反したとき。
    - カ 国等により、緊急事態宣言等が発出され、事業を実施することが適切でないと判断されるとき

様

京都市長  
(担当：文化市民局地域自治推進室)

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第8条関係）

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金計画変更・中止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体等の住所（主たる事務所）	申請団体等の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

年 月 日付で助成金の交付決定の通知を受けた事業の計画を、下記のとおり変更・中止したいので承認願います。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

3 助成額等の変更 ※経費の増減がある場合

交付決定額	円
変更申請額 (事業総額)	円 ( 円)

様

京都市長  
(担当：文化市民局地域自治推進室)

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金計画変更・中止承認通知書

年 月 日付けで助成金の交付決定を行った、地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金について、年 月 日付けで提出された地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金計画変更・中止承認申請書に基づき、下記のとおり変更・中止することを承認しましたので通知します。

記

1 変更の内容

2 変更交付予定額

当初交付決定額	円
変更承認後交付決定額	円



### ③ 費用の計算

【A】ICT化推進事業を実施するために必要なアプリケーションソフトウェア及び機器の購入経費、環境整備、研修・周知に要する経費（該当がない場合は空欄）

項目	金額 (税込)
	円
	円
	円
	円
合計 (a)	円

申請額の計算
【イ】 $(a \times 2/3)$
円
※上限を超える場合は上限額 ※上限：100,000円 (2回目 50,000円)

【B】専用アプリ等の導入・月額費用（該当がない場合は空欄）

項目	金額 (税込)
	円
	円
	円
合計 (b)	円

申請額の計算
【ロ】
円
※上限を超える場合は上限額 ※上限：50,000円 (2回目 30,000円)

申請額の計算
【イ+ロ】 (1,000円未満切捨て)
円
※上限を超える場合は上限額 ※上限：100,000円 (2回目 50,000円)

（表面の3②交付予定額に記載してください）

### 4. 添付書類

- ・ 領収書等の支払関係書類の写し
- ・ 事業実績を証する成果物、事業の実施状況が判断できる資料等

※ 提出された成果物、写真等は個人が特定できるものを除き、本市広報物に掲載する場合があります。また、その他広報活動への御協力をお願いする場合があります。

第7号様式（第11条関係）

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金に係る  
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体等の住所（主たる事務所）	申請団体等の名称及び代表者の氏名

年 月 日付け京都市指令文地第 号で交付決定した上記助成事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進助成金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

- 1 助成額（市長が確定通知書により記載した額）

円

- 2 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要助成金返還額）

円

※別紙として積算の内訳等、2の金額が分かるものを添付してください。